【規程番号　神女大Ｖ－006】

# 協定交換留学生の単位認定に関する細則

学則第 25 条に基づき協定交換留学生の単位認定についての取扱いは次のように運用する。

１．学科専門科目に「単位互換科目（専門)」（選択）を設ける。
２．単位は半期（6 ヶ月）14 単位を限度とする。これらの単位は「専門科目単位」及び「全学共通教養科目」の「単位互換科目等」として卒業要件単位に算入する。
３.「専門科目単位」の互換単位の内、各学科で読み替え可能な科目はその科目の単位として認める。
４．成績については留学先大学の成績、報告資料等を参考に各学部長が決定する。
５．この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。
６．この運用については平成 14 年 10 月 1 日より適用する。

**附 則**

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。